

はじめに

原子力施設の安全性については、通常運転における放射性物質の環境への放出、使用済核燃料処理の問題、想定を超える規模の地震発生への危惧、増殖炉や再処理工場における事故の頻発、核拡散の危険性等が指摘されてきた。

『外国の立法』では、季刊版 244 号（2010.6）に「原子力の利用と安全性」をテーマとした特集を組んだ。気候変動・地球温暖化による国際的な化石燃料使用削減の要請等から原子力利用への回帰又はその新規導入を検討する国が増えていたことがその背景にあった。

今回、東日本大震災が発生し、巨大地震とこれに起因した巨大津波により、原子力発電所（以下、本号においては「原発」という）、中でも、福島第 1 原発が大きく損傷し、冷却装置停止、水蒸気爆発、放射能拡散等の深刻な事態に至っている。福島第 1 原発は 5 重の壁という安全性が謳われていたにもかかわらず、放射能は大気や海洋に放出され、しかも、意図的に海洋に放射能汚染水を放出せざるを得ない状況にも至り、世界に大きな衝撃を与えている。強い放射能により作業は捗らず、労働者や技術者の被ばくも蓄積している。今後の事故の展開や放射能汚染がどのように、また、どのような規模となっていくのか、予断を許さない。

福島第 1 原発の状況やわが国の対応については、世界各国から深い憂慮と共に、さまざまな指摘もなされている。また、ドイツの 25 万人規模の反原発デモをはじめとし、各国での市民による反原発の動きも見られ、政府レベルでは、原発の安全性の再評価、政策の見直しあるいは継続維持など、国によって採る対応もさまざまである。

原発が備えるべき安全対策は、その炉型や立地等により異なるであろう。しかし、地震、洪水等の自然災害だけではなく、航空機の墜落、武力紛争、テロ等の人為的な脅威もある。スリーマイル島原発やチェルノブイリ原発の事故原因には誤った操作や判断があったとされているように、原発事故には人為的な原因が多いとの指摘もある。危険の予測及びその発生確率に対し、どの程度の対策を想定すれば良いのか。多くの国では、福島第 1 原発事故の原因究明と評価を待ちつつ、自国の原子力施設の安全性の再評価を始めている。また、周辺諸国の原発建設等に危惧を抱く国々もある。

そこで、今月の『外国の立法』では、月刊版としては初めて特集を組むこととした。諸外国の動きにはさまざまなものがあるが、本特集では、原子力政策に関する動向を概観した。先の 244 号の特集記事を補完するものとして、わが国の原子力事故の再発防止やエネルギー政策の検討に資することになれば幸いである。

平成 23 年 5 月

植月 献二